

テーマ「人身の自由」～なぜ「犯罪人」に弁護人が必要なのか

単元 自由権 (教科書『新現代社会』(教育出版))

(1) 精神の自由

(2) 経済の自由

(3) 人身の自由・・・2時間 資料集『アクセス現代社会 2008』153

第1時間目

[導入]

・逮捕されるような人が守られるべき人権が憲法にあるのを確認する(空欄を埋めさせる)

18条 奴隷的拘束からの自由

31条 何人も、() 手続きによらなければ、刑罰を科せられない
犯罪とされる行為とその犯罪に対する刑罰はあらかじめ法律ではっきりと定められて
いなければならない() 主義

(不当な逮捕・抑留・拘禁からの自由)

33条 権限を有する() の令状なしには逮捕されない。

34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに()
ば、抑留又は拘禁されない。

35条 恣意的な「侵入、捜索及び押収」の禁止

逮捕や住居・所持品の捜索等に関する() 主義

逮捕や住居・所持品の捜索等に関する() 主義

37-39条 被告人の権利

①公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利[37条]

②証人審問権(証人を呼べる権利)

③弁護人依頼権(2006年より被疑者の段階から認める)

④自己負罪の拒否

38条 何人も() 供述を強要されない→() 権

⑤自白 強制、拷問もしくは脅迫による自白または不当に長く拘禁された後の自白は、
これを() とすることができない。

⑥事後法(遡及処罰)の禁止と一事不再理

⑦残虐刑の禁止(36条)

[展開]

Q.なぜ上のように犯罪者・悪人の権利を認め、弁護するのか?

[背景] 明治憲法下の治安維持法・治安警察法・・・映画「母べえ」に見られる思想犯の取り
締まり。

教114ビゴ一画

[解答例]「本当にその人が犯人なのか、悪いことをしたかどうか、どの程度の罪に問われるの
か、刑法上のどの罪に当たるのかわからない。情状酌量の余地はあるか?などを調べる
ためには当然だ」

Q、無実なのに犯人にさせられることを何というか?

「えんざい」という声はあるので前に出て黒板に「冤罪」と書かせる

(冤罪事件の例)

①免田事件(1948年)、財田川事件(1950年)、島田事件(1954年)、松山事件
(1955年)など。1950年代の戦後の混乱期にあった死刑確定後の無罪判決

資154

②1999年2月の小さな窃盗詐欺事件を読む…プリント『自白の心理学』(岩波新書)を読む

・Aさんはまったく身に覚えのないことであつたのに、わずか4時間で罪を認めて自供した。
起訴された後、自白を撤回したが、身柄を獄中に拘束されたまま9ヶ月の審理受け、検察
の論告求刑で懲役2年6ヶ月の求刑、しかし真犯人が捕まったために釈放された。

・密室での過酷な取り調べでの虚偽の自白が証拠とされた。

(裁判の種類)

「民事裁判」～私人と私人との紛争を裁く

「刑事裁判」～検察＝公権力と被告人（個人）の間
→個人の権利が制約（「逮捕」「拘留」）される

（取り調べの状態）

非常に狭い部屋で、2人以上の警察官による、長時間の取り調べ
代用監獄を使い勾留状態のまま過ごす孤独感

Q. なぜ、冤罪が発生するのか・・・プリント（亀井静香氏）『冤罪 FILE no3』を読む

「犯罪者」（被疑者／被告人）の扱いの実際

- ・ 取り調べで（ ）を取ることが至上命令となっている。被疑者・被告人しか知り得ない真実があると考えられるからである。実際日本では約（ ）割が自白する。しかしそれは（ ）を強要する取調べが行われることになることでもある。そのために長期の勾留・長時間の取調べ、保釈請求の却下がなされたりする。「人質司法」
- ・ また、有罪率（ ）%という実績から、一旦起訴に持ち込んだ被告は犯人だとして自白の強要や証人の誘導までして「有罪判決」の獲得に走る傾向が出てくる。組織や部下め間違いを認めたくない組織防衛・自己防衛も。

[まとめ]

- ・ 私たちは刑事事件で警察の取調べを受けるような機会はないかもしれない。しかし、人間は弱く、魔が差すときもある。不運にも犯人扱いされるかもしれない。他人事ではない。

第2時間目

[導入] 前回の復習から

- ・ 冤罪が自白の強要から来ている。それは長い勾留と関わる。自白しないと長く勾留されるので、やむなく自白するようにさせる（「人質司法」）。一旦認めた自白は、公判で否定しても裁判所はその否認を認めない。
- ・ 上のような人権侵害をなくすためにも弁護士が支援して、被疑者をしっかりした精神状態を保たせることが必要であろう（37条 弁護人選任権）

[展開1]

Q. 自白の強要をなくすために、今、取調の録音・録画（可視化・ビデオ撮り）が議論されている。国連拷問禁止委員会「結論と勧告」（2007年）より、一部導入の動き
ただし、警察・検察は慎重・反対である。なぜだろうか？

A. (なかなか答えが出にくい)

- ・ 「取調がやりにくくなり有罪のものが自白をしない可能性が高まる。有罪のものを逃がしてしまう危険の増大」（亀井氏）
- ・ 1有罪のものを逃す危険と 2無実の人を犯人にしてしまう危険のジレンマ

Q. 「有罪のものを逃してはいけない」も「無実の者を有罪にしてはいけない」も、どちらも大事なことである。しかし、強いてどちらが大事か選びなさいと言われたら、あなたはどちらを選びますか。

(A1)

「厳しく罰することで犯罪防止になる。疑わしきものは罰せられるべきだ。社会の秩序が保てない)

(A2)

「そんなことがあってはならないから。」「自分がそうなったらはまらない」

(刑事裁判弁護の理論)

刑事裁判には2つの命題があるという。それは①「罪を犯したものは罰せられねばならない」
②「裁判において罪が立証されたものだけが有罪判決を受けなければならない」
しかし、究極的には②が優先される。「無実の者を有罪としてはいけない」と同じことなのであり、司法のルールとして「裁判において罪が立証されたものだけが有罪」という。

「十人の真犯人を逃がすとも一人の無事を罰するなかれ」

- ・ 無罪推定の原則の根拠

裁判の当事者は民事の場合のように対等の1対1の関係ではない。刑事裁判では当事者による合意無しで決定され、且つ、その決定が強制的に（権力的に）執行される。裁判は国家権

力による強制力が伴うゆえに、権力側には罪を立証するという重い義務を課し、被疑者被告人に黙秘権を与えている。

刑事裁判は

「検察官（国家権力）対被告人」という構造

↓

即ち「両当事者に力量の圧倒的な差」があり

↓

「この差をなくすこと」が刑事裁判を公正にすることで

↓

「検察官（国家権力）に重い義務を課すこと」

「被疑者被告人に（アドバンテージ）権利を与えること」で釣り合いを保てる

Q.これは被疑者の権利を重んじ、被害者の権利をないがしろにしているのではないか

A.人身の自由は刑事手続きにおける公権力の不当な行使の抑制を目的としているもの。被害者の権利は別に国家が補償すべきである。裁判は被害者が公権力の側に立って、一緒になって被疑者に復讐するというものではない。

（最近、犯罪被害者参加の裁判が開始され、法廷で被告人に質問をしたり、検察の求刑とは別に意見を述べるできるようになった。）

*裁判員制度が始まる中で、上の認識をもつことは公民にとって大切

【展開 2 - 1】時間があれば映画「それでもボクはやっていない」を上映する。

【展開 2 - 2】・死刑制度と人身の自由

憲法 36 条「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」

死刑については「直ちに残虐な刑罰には該当するとは考えられない」（最高裁 1948 年）

日本では 8 割以上の人が死刑存置に賛成。最近は厳罰化傾向。・・・生徒も圧倒的に死刑賛成が多い。

世界では 129 力国が死刑廃止 68 力国が存置（アムネスティ・インターナショナル）